

ひかくほう

News
Letter

第62号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

国際法実務と比較法

日本比較法研究所 所員 尾崎 久仁子



本年の4月に中央大学法学部に着任して以来、学生に教えるよりも更に多くのことを学んだ8か月間であった。春学期は、IT技術の習得に明け暮れて学内の探索は思うに任せなかったが、秋学期に入って、他の先生方との接触も増え、様々な学内手続も経験して、学生・教員双方に対するサポート体制の充実した本学での仕事を満喫している。中でも、感銘を受けたのが、伝統ある日本比較法研究所の存在とその多彩な活動実績、充実した書庫である。

筆者はもともと外務省出身の実務家であるので、学問としての比較法への造詣はなきに等しい。学生時代も、比較法をそれとして意識したことはほとんどなかった。しかし、その後、外務省や一時出向していた法務省刑事局、国連事務局、国際刑事裁判所などでの勤務を通じて、実務、特に国際法実務における比較法の重要性を肌で感じてきた。多くの読者には釈迦に説法かもしれないが、せっかくの機会であるので、その一端に触れてみたい。なお、ここでいう比較法の定義は、異なる法体系間の法や法文化、法技術の差異を理解し、その橋渡しを図るための手法という、極めて単純なものである。

政府に勤務する実務家が比較法を活用する機会として代表的なものは、立法作業の一環としての外国法の調査研究である。外務省の所掌分野でいえば、条約の履行確保のための立法作業においては、他の締約国、特に日本と類似した法制度を有する諸外国の法制を研究することは不可欠の作業である。

これに対し、異なる法体系間の調和を図る作業の例としては、条約の交渉がある。平和条約や境界確定条約のような政治的利害の調整を目的とする条約や、結果の義務のみを課してその方法については締約国に委ねるタイプの伝統的な2国間条約においては、当事国間の国内法のすり合わせが必要となる場合はまれであった。しかし、国際社会の緊密化と組織化が進むと、経済社会分野での多数国間条約が飛躍的に増加した。これらの条約の多くは、各国の国内法を含む国内システムに密接に関連するため、その作成に当たっては、異なる法制度間の調整が必要となる。中には、国際私法分野の条約のように、法制度の調整や統一自体を目的とする条約もあり、典型的な例として、ハーグ国際私法条約における常居所概念の創出が挙げられよう。

このような多数国間条約を作成するに当たって、理想的な形は、異なる法制度間の妥協点を見出し、少なくとも国際協力が必要な場面においては、(その限りにおいて)その国内法としての採用を条約上の義務とすることである。この作業を行うためには、該当する各国の国内法のみならずその背景にある法原則についての理解を前提とした綿密なすり合わせと交渉が必要となる。特定の技術分野においては、その分野で比較優位を有する国の法制度が有利になる場合もある。

しかし、各国の公法的な秩序に直接関連する分野では、このような妥協点を見出すことは容易ではない。その典型例が国際刑事法条約である。この場合には、異なる法体系に由来する異なる制度を並行して取り入れることが行われる。ただし、この場合にも、主要な法体系ごとにバリエーションが見られることが通例であるので、これを2ないし3に整理するためには、様々な比較法的手法を駆使する必要がある。また、2ないし3に整理した後でも、これらの一つが不利にならないよう、バランスに配慮しつつ有効に組み合わせる作業は容易ではない。

その古典的な例として、犯罪人引渡し制度がある。犯罪人引渡しには、大きく分けて、2国間で条約を締結して条約上の義務として犯罪人を引き渡す条約前置主義と国内法に基づいて国際礼譲として犯罪人を引き渡す条約非前置主義がある。前者は、主として英米法国において、後者は主として大陸法国において採用さ

れているが、双方とも、双方の基本的な刑事法原則（国によっては憲法原則）に根差すものであり、その修正は容易ではない。そのため、テロ犯罪や薬物犯罪関係条約など、引渡しを含む刑事上の国際協力についての義務付けが不可欠である多数国間条約においては、条約前置主義をとる国ととらない国の双方についての規定を置いている。

国際犯罪の取締りに関する多数国間条約が増大し、その内容が精緻化するにつれて、実体法においても調整が必要となることがある。

筆者が知る条約交渉のなかでは、組織的な犯罪集団への参加の犯罪化について定める国際組織犯罪防止条約5条の交渉がその例である（犯罪化義務は、各国における犯罪の防止のために必要であるとともに、条約の目的である国際協力の前提となる）。組織犯罪の背後者やリーダーの刑事責任を問うことは組織犯罪の防あつのためには極めて重要であり、多くの国がそのための実体法を有しているが、その内容は、各国の憲法原則を含む基本的法原則によって大きく異なるため、これを統一することは不可能であった。大きく分ければ「共謀罪」型と「参加罪」型であるが、それぞれの中にも無数のバリエーションがある。結果として現在の極めて複雑な条文となったが、このような交渉が行われると、交渉が終わる頃には、各国の交渉担当者はいっばしの比較法専門家となっているものである。なお、この条文については、日本でも、条約の締結の際にいわゆる「共謀罪問題」として大きな論争を呼んだので、ご記憶の方も多いと思う。

条約の採択の時点でこのような調整が不可能である場合もある。1998年に採択された国際刑事裁判所規程の交渉に当たっては、特に証拠法や被害者参加などの手続について異なる法制度を有する国の間で合意ができなかった。しかし、一つの裁判所において二つ以上の異なる手続を採用することはできないので、並行的な規定を設けるという手法は使うことができず、結果として、合意できなかった部分は規定を置かず、裁判所の実行に任されることとなった。

筆者はこの交渉の初期段階に関与していたが、後に、この裁判所の裁判官として、合意ができなかったことのツケを自ら支払うこととなった。

国際刑事裁判所においては、締約国会合における選挙で選ばれた国籍の異なる18名の裁判官が、上訴裁判部門、第1審裁判部門及び予審裁判部門に配置される。筆者は2010年の着任後9年余りの任期中一貫して第1審裁判部門に所属し、その間、多くの裁判部を経験した。第1審裁判の裁判部は3名の裁判官で構成されるが、ほとんどの場合、3名の裁判官は異なる法体系をそのバックグラウンドとしている。国際裁判所規程やその付属文書に明確な規定のない事項についても、この3名の裁判官がその都度合議で決定することになる。第1審裁判部は、特に、上述した証拠法や被害者の参加について具体的な決定を行う必要があり、合議は極めて困難であった。裁判官の補佐として、複数の法務官がおり、各国の法制度の調査などを行ってくれるものの、彼ら、彼女ら自身がいろいろな国の出身であるので、裁判部の会議はいつも「多様性の権化」状態となる。裁判官の間で最後まで溝が埋まらない場合には多数決となり、少数意見が出されることとなるのだが、3人とも意見が異なれば多数決もできないことになる。むろん、人事のローテーションの都合で、類似した法制度出身の裁判官が裁判部を構成することもないわけではないが、その結果、その裁判部が他の裁判部と大きく異なる判断を行うとそれはそれで問題である。

このような場で一番重要なのは、まず、相手の言い分を理解することであり、その前提として必要なのは比較法の知識と比較法的感覚である。筆者の場合は、それまでに経験した人権条約の国内実施のための作業や刑事法条約の交渉、後述する国連での経験が役に立ったし、日本の法学教育は必ず外国との比較の視点が入っているので、日本人は押しなべて比較法に抵抗がない。これに対し、国内裁判官一筋であった同僚の中には、基本的に自国法以外の知識は多くなく、かつ、比較法的な感覚も身につけていないために苦労していた人もいた。

もう一つ、国際機関の例を挙げると、筆者は、国連ウィーン本部にある国連薬物・犯罪事務所の条約局長を務めたことがある。この事務所の仕事の一つに刑事法分野での法整備支援や裁判官を含む法曹の訓練があった。条約局は、各国の刑事法専門家の集まりであり、支援対象国の既存の法制度に応じて、適した専門家が担当する。しかし、長期にわたる内戦による社会の崩壊や体制の抜本的転換後、事実上一から法整備支援を始めなければいけない場合に、どのような法制度を基準とすればよいのかについては、その国に残された人的物的資源を勘案しつつ、資金拠出国とも協議して決定することになる。このような場合には部内で様々な比較法的議論が行われる。これに関連して、先進国は、押しなべて、法整備支援を行うことによって自国の法制度を輸出することに熱心である。コストがかからない割に自国の影響を長期にわたり残すことができるからであるが、このようなプロジェクトにかかわる専門家には比較法の知識は不可欠である。

国際社会における比較法関連の実務について脈絡なく書き連ねたが、その重要性が増大していることはお分かりいただけたと思う。筆者としては、せっかく日本比較法研究所に身を置かせていただいたので、諸先生の教えを請いつつ、これらの脈絡ない経験をつなぎ合わせて一つのものとし、教育と研究に生かせるよう努力していきたいと考えている。

中央大学法曹会事務局長の日々 ―各種委員会活動の対応―

中央大学法曹会 事務局長 平賀 修

私は、令和3年6月より、伝統ある中央大学法曹会（以下「当会」といいます）の事務局長を拝命致しました。

当会は、現時点において会員数約4,700名を誇る大規模な会でありますため、様々な委員会を設置し、多方面にわたる活動を行っています。

事務局長は、自ら担当する委員会こそ持ちませんが、全委員会の進行状況を把握し、今後の活動予定の策定などに関与するため、なかなか時間を要する職務であるといえます。

本日はその中のいくつかについてご紹介したいと思います。

1 募金活動委員会

既に多くの方がご存じかと思いますが、中央大学では令和5年4月に茗荷谷キャンパスに法学部と大学院を、また駿河台キャンパスにロースクールを移転します。このキャンパス建設費や法科大学院の学生への援助などの目的で、令和3年より当会も学術研究団体連合会と協力の上、大規模な募金活動を開始しております。目標額が10億円という高額に及ぶこともあって、募金活動委員会は、募金活動を広めていただく「呼びかけ人」に毎日声掛けし、いくつもの資料を作成し、募金スキームを検討するなどしました。

募金活動委員会は、コロナ禍にも関わらず、感染対策を徹底して3か月の間に6回の会合を実施した上に、本年10月28日には、深澤武久本部長（元最高裁判事）のもと、決起集会を開催致しました。

当日、リアル・ウェブ含めて約80名が参加する決起集会を実現しました。私個人は、3日のうち1日半程度の時間を、約1か月に渡って当該活動に向けてことになりました（そのため、翌10月29日は当然のように終日休みになりました・・・）。

2 交流委員会

募金活動の決起集会が終了した直後である令和3年11月初めには、中央大学の他団体との交流活動をどうするか、具体的な検討が開始されました。当会は、社労士白門会の方々、そして行政書士白門会の方々と、(緊急事態宣言が解除されたため)なんと「中2日」で懇親会を実施して、今後の交流活動の骨子を協議しました。

コロナ禍で外食の機会が極端に減っていたため、非常に新鮮な気持ちで懇親会が開かれましたが、それは社労士白門会及び行政書士白門会の方々も同じだったようで、非常に活発かつ極めて成果のある協議を行うことができました（既に交流会の開催日も決まり、令和4年早々にも交流会を実施する運びになっています）。

事務局長としては、業務の多さを気にするだけではなく、楽しみつつ準備することの重要性を、交流委員会の会合で再確認することができました。ただ、楽しみ過ぎたせいか、社労士白門会との懇親会、そして行政書士白門会との懇親会ともに、翌日は明らかに二日酔いでした（この点は要反省です）。

3 広報委員会

当会は昭和26年6月4日に設立され、令和3年には設立70周年を迎えました。そして、会としての活動を記録する冊子「中大法曹」も、第1号が昭和47年4月に発行されて以来、既に48年、号数としても30を数えるに至っております。

※ちなみに、当会が保管している「中大法曹」は、創刊号だけ欠けています。もしこれをお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非お譲りいただけますと幸甚です。

さらに、当会では冊子「中大法曹」の他にも「中大法曹ニュース」を発行して、会員からの情報発信や、会活動の報告などを行っています。事務局長としては、執筆者の方の原稿を集めて、印刷業者との橋渡しをしたり、広報委員会開催の段取りをしたりと、これまた弁護士業務とは異質な事務作業を担当しています。

しかし、こういった地道な活動を多くの先輩方が連綿と行ってきたからこそ、現在の当会があるものと思っています。

令和5年5月まで楽しく携わっていきたいと考えています。



パリ国際大学都市日本館の日々

日本比較法研究所 所員 西海 真樹

2021年4月から、私はパリ国際大学都市日本館の館長を務めている。館長任期は2年である。この間、中央大学からは長期出張扱いにいただいた。パリ国際大学都市（シテ）とは何か。そのなかの日本館とは何か。その館長はどんな仕事をしているのか？

パリ国際大学都市

シャルル・ドゴール空港から首都圏高速鉄道網（RER）のB線に乗り50分ほど南下すると大学都市駅に着く。駅を出ると目の前に堂々としたシテの国



国際館

際館（本館）がそびえている。シテは、パリ左岸14区の最南端に位置する34ヘクタールにおよぶ広大な敷地にある。緑豊かなこの地に40の館が並び、140の国から来た12000人の学生・研究者が居住している。これらの40の館は、シテが直接運営する18の直轄館と、各国政府や財団が運営する22の非直轄館に分かれる。日本館はインド館、韓国館、スイス館、ドイツ館、スペイン館などと共に、後者に属している。

シテは、19世紀半ばに建設されたティエールの城壁撤去後の跡地利用として1925年に創設された。シテ創設の発案者は、フランス人政治家で文部大臣を務めたアンドレ・オノラである。オノラは、世界中の若者が学び集う居所を提供し、彼ら・彼女らの多様な文化交流を促進することにより世界平和の実現をめざした高邁な理想主義者、平和主義者だった。

シテは、19世紀半ばに建設されたティエールの城壁撤去後の跡地利用として1925年に創設された。シテ創設の発案者は、フランス人政治家で文部大臣を務めたアンドレ・オノラである。オノラは、世界中の若者が学び集う居所を提供し、彼ら・彼女らの多様な文化交流を促進することにより世界平和の実現をめざした高邁な理想主義者、平和主義者だった。

パリ日本館

日本館は1929年に建てられた。シテ内の各館のなかで6番目の古さである。同年5月29日に開かれた開館式には、ガストン・ドゥメルグ仏大統領、レモン・ポアンカレ仏首相、ピエール・マロ



日本館

仏文部大臣、安達峰一郎日本大使、各国大使・公使など、錚々たる人々が出席している。日本館の実現がどれだけ重要

で待ち望まれたものであったかがみてとれる。その後現在に至るまで、多くの日本人・外国人の留学生・研究者が居住者（レジダン）としてここに住み、勉学に打ち込んできた。

このような日本館の地位は、1953年に結ばれた日

仏文化協定のなかに定められている。この協定は、日本館を、日仏文化関係の発展に資するための「日仏文化機関」と位置づけている。同協定はまた「両締約国は、次の諸事項に関し、相互にできる限り便宜を与えるものとする」と述べ、この諸事項のなかに「給費留学生その他の留学生の滞在」を挙げている。このことからわかるように、日本館の基本任務は、日仏文化交流を発展させることと、居住者が勉学に専念できる居住環境を確保することの2つである。

日本館には現在70人の居住者がいる。専攻分野は次のとおり。医学5／映画論2／演劇1／音楽（バイオリン2、ビオラ1、ピアノ2、声楽1、作曲1）／化学1／経営学3／経済学3／言語学7／工学4／公共政策4／国際関係2／社会学2／情報学3／政治学3／哲学2／美術3／物理学4／文学7／法学2／歴史学5。なお、シテにはブラッサージュ・ルールというものがあり、どの館も自国籍の居住者を全居住者数の70%以内にとどめ、外国人居住者を30%以上確保しなければならない。現在の日本館居住者のうち日本人は33人、外国人は37人である。

日本館創設者 薩摩治郎八

上述の日本館開館式において、まず挨拶の壇上に立ったのが薩摩治郎八だった。彼は、日本文化とギリシア文明を比較しつつ東西文化交流の意義を述べ「大学都市に集まる若者たちが、国際的良心を涵養して世界平和のために貢献するのがこの事業の目的である」と日本館開館の趣旨を説明している。

薩摩治郎八は1901年に東京日本橋の木綿問屋の長男として生まれ、1920年に英国へ、その後パリに移り、約30年間を欧州で過ごした。当時のパリで桁違いの大金（今の価格で600億円とも言われる）を惜しみなく使い、爵位はないのに「バロン・サツマ」と呼ばれた。日本人芸術家を支援し日仏文化交流に寄与した。1951年の帰国後は芸術や社交の知識と経験をもとに執筆活動を続け1976年に徳島で没した。

治郎八は、日本館建設工費を全額出資し、それに感謝したフランス政府は、日本館開館式の夜に開かれた晩さん会で、若干28歳の彼にレジオン・ドヌール勲章オフィシエ章を授与した。当時の日本政府は、関東大震災への対応のため、日本館建設費用を負担できなかったと言われているが、実際には、大震災



以前から、大学都市に公金をもって邦人用寄宿舎を設けるのは、フランスだけを特別扱いすることになり実現がむずかしい。それゆえ民間資金をあてるべきである、という考え方をとっていた。

藤田嗣治の絵

日本館は、藤田嗣治の絵を2点所蔵している。そのうちの1つの「欧人日本到来」は、大サロン奥の壁に掛けられている。日本的な金箔を背景にした横



「欧人日本到来」(日本館所蔵)

長の画面に35人の人物、犬、猫が描かれ、西洋の文物が日本に入ってくる様子を象徴的に伝えている。

もう1つの「馬」は、正面玄関を入ったホール奥に置かれている。金箔を背景に、躍動する馬が左側に、静止する馬が右側に、対比的に描き分けられている。藤田は動物に人間感情を仮託した作品を多く残しているが、その最初の大作がこ



「馬」(日本館所蔵)

の絵だった。

乳白色の美しい女性や猫で多くの人を魅了し、他方で第2次大戦中、日本において戦争記録画家として戦争画を描いた藤田は、1913年から1929年まで、および、1949年から1968年に亡くなるまで、フランスで過ごしている。薩摩治郎八が最初に親しくなったパリの日本人画家が藤田だった。村上紀史郎はこれを1923年と推定している。自らの寄付により日本館を建てることになった治郎八は、開館式に間に合うよう藤田に2点の絵画の制作を依頼した。そこから上記の2作品が生まれたのである。

日本館館長の仕事

館長は、外務省に設置された日本館館長選考委員会の推薦、および、それを受けた日本館管理理事会の推薦にもとづいて、パリ国際大学都市管理理事会により任命される。館長の仕事なんて、会議に出てその後はワイングラスを手に優雅に仏語でおしゃべりしていればいんでしょう、うらやましいな、といったことを何度か同僚や友人から言われた。私も館長職を引き受けたとき、そのような期待がまったくなかったと言えば嘘になる。しかし、実際の館長職は、そのようなイメージとは正反対であった。

館長の仕事は、以前に館長を務めた人が「館長から小使いまでやらされる」とこぼしていたとおり、きわめて多岐にわたる。それらは、おおよそ次の5

つに分けることができる。

(1)居住者対応：①入居者選考、②入居希望者への応対、③入居者への注意喚起・苦情処理。これらのうち③は受付職員と共に行う。

(2)経営管理：①日本館口座収支の管理と管理報告の作成、②工事発注・備品購入、③相見積りの比較検討。これらのうち①②は会計職員と共に行う。

(3)施設管理：コンクール、音楽練習、講演会、学習会などを目的とした外部団体による大サロン、小サロン、集会室の使用を受け、実施を管理する。これらの行事の多くは、職員のいない夜や週末に行われるため、館長は夜や週末も館を離れることがなかなかできない。

(4)文化活動：①講演会、コンサート、美術展の企画・実施、②居住者委員会(コミテ)との協同による研究会の企画・実施、③笹川財団への助成申請と助成金の執行管理、④コミテ活動への支援・助言、⑤HPコンテンツの作成、その掲載の業者委託。

(5)渉外活動：①シテ内の館長会議、同会議下の諸委員会(居住者委員会、安全管理委員会、非直轄館委員会、個人情報保護委員会、シテ奨学金委員会)への参加、②日本館管理理事会への協力、③日本政府給費留学生試験、日本文化会館、日本語補習学校、在仏日本人会、澁澤・クロード賞選考への協力。

このようなわけで、館長は実際には週7日間、勤務時間を超えて働くことを余儀なくされている。

他方、さまざまな文化活動や居住者と共同で行う研究会は、やりがいのある仕事である。2020-21年度は、コロナ禍のせいで、これらの活動はほとんど行えなかった。2021年5月以後、コロナ禍の下でとられてきたさまざまな規制が徐々に緩和・撤廃され始めた。それにともない、日本館施設を使用する活動も再開された。実際には、演奏会(室内楽、歌唱、ピアノ・リサイタル)、演武、講演会、スタンドグラス・絵画の個展、フルート・コンクールなどが行われてきた。詳しくは、次の日本館HPを参照されたい。<http://maisondujapon.org/>



多文化研究会

2021年7月10日に多文化研究会を2年ぶりに開催した。日本館居住者が研究報告を行い、その結果を日本館多文化ノート(Cahier multiculturel de la Maison du Japon)

として発刊する。それはフランス国立図書館にも収蔵される。使用言語は仏語または英語である。当然のことながら、研究報告の内容は学際的・諸分野横断的なものになる。7月の研究会には多くの居住者

が出席し、研究会後の懇親会では「この1年間ほとんど交流がなかったが学年末にこのような機会をもつことができよかった」との感想が多く聞かれた。次回は2021年12月12日に開催される予定である。

居住者の多くは、地道に孜々として勉学に励んでいる。彼女ら・彼らは謙虚で真面目である。奨学金を得てパリに留学し、シテに居住し、勉学に専念できるというのは恵まれた境遇だろう。多くの居住者はこのことを自覚し、一途な勉学生活を送っている。

この8カ月、私は館長職に追われ、研究者としての時間をもつことがほとんどできなかった。これは残念なことだが、館長職は自分の意思で引き受けたのだから、泣き言を言わず、2023年3月まで、「文化交流の充実・発展」と「居住者の適切な研究・居住環境の確保」という日本館の基本目的の実現に、ささやかながら努めたい。

【参考文献】篠田勝英「藤田嗣治とパリ日本館」木島隆康・林洋子編『藤田嗣治の絵画技法に迫る』（東京藝術大学出版会2010年）所収／村上紀史郎『バロン・サツマと呼ばれた男 薩摩治郎八とその時代』（藤原書店2009年）／永見文雄『菩提樹の香り パリ日本館の15カ月』（中央大学出版部2010年）／林洋子監修『藤田嗣治画集 巴里』（小学館2014年）

所員会の開催について

2021年10月22日（金）に第29期第6回所員会が開催され、Web投票システムを利用した商議員選挙を実施いたしました。また、2022年度の事業計画および研究所予算等についても審議されました。

第30期商議員について

日本比較法研究所の管理及び運営に関する事項並びに予算案を審議決定する商議員会は、職務上商議員である所長、法学部長、法務研究科長、事務局長と、2021年11月16日から2023年11月15日までの2年間を任期とする所員会互選商議員8名から構成されます。

11月19日（金）には第1回商議員会が開催され、互選された商議員から、日常の運営業務にあたる5名の常任幹事が選出されました。

第30期商議員会のメンバーは以下のとおりです。
(敬称略)

所長	柳川 重規
法学部長	猪股 孝史
法務研究科長	小林 明彦

事務局長 室井 庸次郎
以上職務上商議員

所員会互選 伊藤 壽英、川田 知子、
北井 辰弥、佐藤 信行、
只木 誠、徳本 広孝、
西村 暢史、森 光

※太字5名は常任幹事

2022年度事業計画について

2022年度の刊行計画と国際交流計画は以下を予定しています。

〔刊行計画〕

＜研究叢書＞

- ・奥田 安弘「国際私法と隣接法分野の研究・続編」
- ・山内 惟介「憲法と国際私法」

＜翻訳叢書＞

- ・梶田 幸雄訳 於興中著「中国の法の支配と文明秩序」
- ・徳本 広孝ほか訳 Peter Leyland, Gordon Anthony 著「Textbook on Administrative Law, 8th edition」

〔国際交流計画〕

- ・ピエール・イヴ・モンジャール教授（公法、フランス・トゥール大学）
- ・ベッティナ・ハイダーホフ教授（家族法、ドイツ・ミュンスター大学）
- ・ヘニング・ロゼナウ教授（刑事法、ドイツ・ハレ大学）
- ・フランチェスコ・ルクレツィ教授（ローマ法、イタリア・サレルノ大学）
- ・アダム・スゾット専任講師（法哲学、ポーランド・マリー・キューリースクウォドフスカ大学）
- ・何群副教授（刑事法、中国・福州大学法学院）
- ・ローラ・ドレシュラー研究員（国際公法、ベルギー・ブリュッセル自由大学）
- ・ヨハネス・マーキング教授（公法、ドイツ・フライブルク大学）

編集後記

2年ぶりに常任幹事となり、本紙担当を仰せつかった法学部の北井辰弥です。よろしくお願ひいたします。原稿を拝読しながら、先生方の日々のご活動やご経験を垣間見ることができました。コロナ禍において人との接触が制限されるなか、こうした情報のありがたみを感じ、ニューズレターの意義をあらためて確認したしだいです。（北井記）